

# 建設CALS/EC推進本部の 設置と2001年度からの電子 入札等の実施について

建設大臣官房技術調査室技術情報係長

つつみ たつ や  
堤 達也

1

はじめに

建設省では、2000年10月20日に「建設CALS/EC推進本部」(本部長：事務次官)を設置するとともに、来年度から建設省直轄事業において、電子入札、成果品の電子納品等を実施することとしましたので、紹介します。

2

建設CALS/EC推進本部の設置

建設省では、公共事業の円滑で効率的な執行を通じて、建設費の縮減と公共施設の品質確保・向上を図るため、1995年5月に「公共事業支援統合情報システム(建設CALS/EC)研究会」(会長：大臣官房技術審議官)(以下「研究会」という)を設置し、公共事業の調査・計画、設計、施工および管理の各段階で発生する各種情報の電子化と、関係者間の効率的な情報の交換・共有・連携の環境を創出する公共事業支援統合情報システム(建設CALS/EC)の構築に向けて調査・研究を実施してきました。

研究会では、1997年6月に「建設CALS/ECアクションプログラム」(以下「アクションプログラム」という)を策定し、2004年度までに建設省直轄事業において建設CALS/ECを実現することを目標に、電子調達システムの開発、電子納

品要領の整備、実証フィールド実験等の取組みを行ってきたところです。

アクションプログラムも第2フェーズに入り、2001年度には電子調達の導入や成果品の電子納品の開始が予定されており、建設CALS/ECの取組みも今や研究段階から実行に移す段階となっていることから、これまでの研究会の成果を踏まえ、新たに全省一丸となって取り組める体制として、2000年10月20日に「建設CALS/EC推進本部」(本部長：事務次官)を設置しました。

建設CALS/EC推進本部の構成

本部長：事務次官

本部長代理：技監

委員：大臣官房長

大臣官房総務審議官

大臣官房技術審議官

大臣官房官庁営繕部長

建設経済局長

都市局長

河川局長

道路局長

住宅局長

土木研究所長

建築研究所長

国土地理院長

関東地方建設局長

## 建設 CALS/EC アクションプログラム (概要)

2004			2010
フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ 3	
1996～1998	1999～2001	2002～2004	
<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員のパソコン、インターネット利用環境の整備</li> <li>実証実験の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の工事等に電子調達システムを導入</li> <li>成果品の電子納品を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設省直轄事業のすべてのプロセスにおいてCALS/ECを実現</li> </ul>	地方自治体を含め、すべての公共発注機関においてCALS/ECを実現

1999	2000	2001
<ul style="list-style-type: none"> <li>電子入札システムの開発</li> <li>電子納品要領の策定</li> <li>地方拠点の設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設CALS/EC推進本部の設置</li> <li>電子入札施設管理センターの設置</li> <li>標準化推進組織の立ち上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の工事等において電子入札を導入</li> <li>調達情報のクリアリングハウスを運用開始</li> <li>成果品の電子納品を開始</li> <li>施設の維持管理への導入推進</li> </ul>



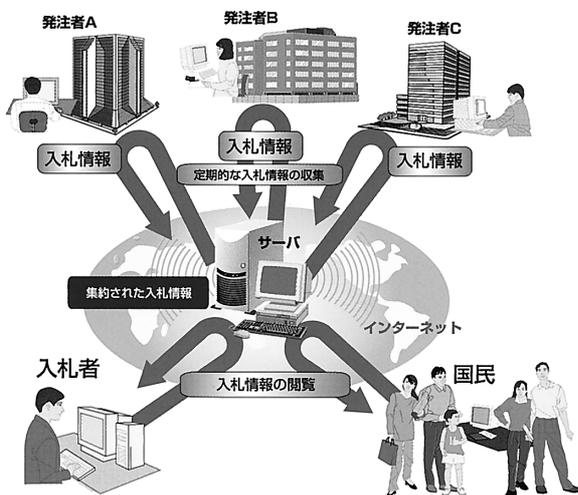
## 今後の取組み

### (1) 電子調達の開始

#### ① 調達情報のクリアリングハウス

2001年4月より、建設省直轄事業において、発注予定情報、発注情報、入札結果を一元的に集約、格納し、検索を可能とするクリアリングハウスの運用を開始します。

クリアリングハウスとは、これまで各地方建設局や各工事事務所等において、一部についてはインターネット上のホームページで、その他につい



ては掲示板や閲覧等で公表していた発注予定情報、発注情報(入札公告等)、入札結果を、1カ所のホームページにアクセスすることにより、一元的に入手、検索することを可能にするサービスのことです。

#### ② 電子入札

2001年10月より、一部の直轄事業において、インターネットを用いた電子入札を開始します。表

1に示す実施計画に従って順次対象範囲を拡大し、2004年度にはすべての直轄事業に電子入札を導入する予定です。

電子入札は、競争参加資格の確認申請から、確認結果の通知、入札執行、入札結果の通知、再入札、抽選等までに対応しています。

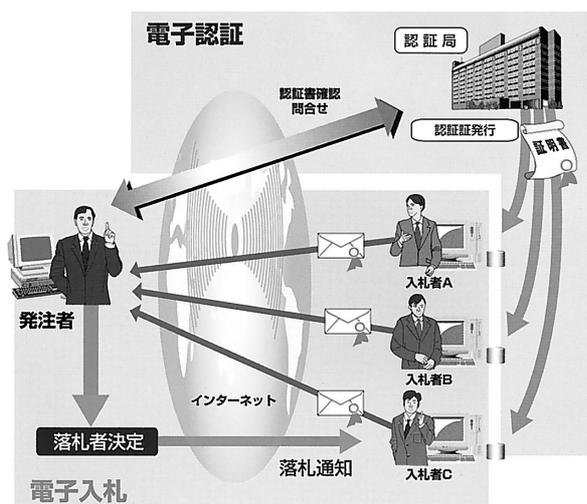
電子入札の実施により、以下の効果が期待されます。

- 1) インターネットを通じて、参加条件を満たす者が誰でも容易に入札に参加できる(競争性の確保、受注機会の拡大)。
- 2) 入札に参加するための移動回数が大幅に減少

表 1 電子入札実施計画

年度	入札案件数	基本方針
2001年度 10月から	100	<ul style="list-style-type: none"> <li>本省官庁営繕部、各地建の本局および代表事務所を実施</li> <li>工事は公募型以上で実施</li> <li>建設コンサルタント業務等は簡易公募型以上(プロポーザル、競争入札とも)で実施</li> <li>公共調達電子認証局は、電子署名法に基づく認定認証事業者が行うこととする</li> </ul>
2002年度	2,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事は公募型以上の全案件を対象</li> <li>業務は簡易公募型以上の案件を対象</li> </ul>
2003年度	10,000	
2004年度	40,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設省直轄事業の全案件を対象</li> </ul>

電子署名法とは、今年5月に成立した「電子署名及び認証業務に関する法律」のことをいい、2001年4月の施行後、本法律に基づき、認証事業者の認定が始まります。



する（建設コストの縮減）

### 3) 書類の作成，送付業務が自動化される（事務の効率化）

なお，対象案件（WTO 調達案件以外）については，極力，電子入札システムにて入札を行うように入札参加者に協力をお願いしますが，当面は従来の紙による入札も可能とします。

また，電子入札システムは，全国1カ所に設置される電子入札施設管理センター（（財）日本建設情報総合センター（略称：JACIC）が運営）において一元的に管理します。

#### ③ スケジュール

電子調達に必要なクリアリングハウス，電子入札，電子認証の三つのシステムは，産官学からなる「CALS/EC 公共調達コンソーシアム」（事務局：JACIC）（2000年8月にて終了）におい

項目	2000	2001	2002	2003	2004
公共調達コンソーシアム	■				
システムの改良	■				
運用	クリアリングハウス	■ 4月	■	■	■
	電子入札		■ 10月	■ 一部案件	■ 全案件
	電子認証		■ 10月		■ GPKI 対応
凡例： ■■■ 試行 ■■■ 実運用					

て開発されたシステムを基に，今年度中に建設省向けに改良を行います。

#### (2) 電子納品の実施

2001年4月より，公共事業に関する図面，写真等の成果物を電子データにより提出する電子納品を開始します。

電子納品の実施により，以下の効果が期待されます。

- ① 資料授受が容易となり，保管場所の削減が可能となる（省スペース・省資源化）。
- ② 情報検索が迅速化されるとともに，データの再利用が容易となる（業務の効率化）。
- ③ データ共有による伝達ミスの低減が図られる（品質の向上）。

#### 従来



#### 将来



電子納品の対象は，工事については，2001年度は3億円以上（C等級が参入する工事は除く）の工事を対象とし，次年度以降，順次対象工事を拡大します。業務については，すべての業務を対象とします。

2001年度は，受発注者ともに電子媒体による成果品の検査や利活用に慣れるための猶予期間とし，原則として「電子データ」のみの提出としますが，必要に応じて最小限の「紙」の提出を求めるこ

## 電子納品対象工事拡大計画



表 2 電子納品の適用範囲と基準類

	電子納品全体に関する事項	おのこの成果品に関する事項				
		文書類	図面類	写真類	地質調査資料	測量類
土木設計業務 測量 地質・土質調査	土木設計業務等の電子納品要領(案)	土木設計業務等の電子納品要領(案)	CAD製図基準(案)  部分的に未完了	デジタル写真管理情報基準(案)	地質調査資料整理要領(案)	未策定
工事(土木)	工事完成図書の電子納品要領(案)	工事完成図書の電子納品要領(案)			部分的に未完了	

2003年度までに必要な基準類の策定を完了します。

策定済みの基準類については、建設省のホームページからダウンロードできます。

とができるものとします。

電子納品の範囲は、表 2 に示す基準類が整備されている部分とします。

なお、建築設計業務においては建築 CAD 図面作成要領(案)、建築設備 CAD 図面作成要領(案) (以下「CAD 図面作成要領(案)」という)に基づき、新営に係る設計図の電子納品を実施します。

また、営繕工事においては「CAD 図面作成要領(案)」で新営工事の完成図の電子納品を行います(写真類については「工事写真の撮り方」に基づき、電子納品を実施済み)。

### (3) 地方展開アクションプログラムの策定

各地方公共団体に対し基礎調査を行い、調査結果に基づき、関係公団、各地方公共団体において CALS/EC を実現するための全国版アクションプログラムを今年度策定します。また、2001年度中には各地方ごとのより詳細なアクションプログラムを策定する予定です。

また、必要に応じて、各地方公共団体に対して

建設省および JACIC が技術支援を行います。また、公共調達コンソーシアムで開発された電子入札システム等の成果は、無償で提供されることとなっており、各地方公共団体での電子調達の導入に寄与することが期待されます。

なお、コンソーシアムで開発されたシステムは、建設省における入札方式に基づいて開発されているため、各地方公共団体の入札方式に合わせるためのカスタマイズは必要です。

## 4 おわりに

建設省では引き続き、電子入札、成果品の電子納品等の実施に向けて細部の検討を進めていきたいと考えています。

なお、本文については下記 URL においても掲載しています。

<http://www.moc.go.jp/tec/cals/index.htm>